

令和8年度向日市・向日市商工会 独自支援

向日市商工会 創業支援制度

【実施要項】

～創業される皆様や創業間もない皆様に支援します～

向日市と向日市商工会では、向日市民の方が市内で創業される場合や創業間もない場合に対して、創業支援制度を実施しています。

創業等に要する経費の一部を補助することで、向日市内の創業を支援します。

【申請受付期間】

令和8年5月1日（金）から令和8年11月30日（月）まで

【申請書の提出先】

向日市商工会

【申請要件(主なもの)】

- ① 向日市内で、6ヶ月以内に創業する、または創業後1年未満の個人・中小企業等
- ② 向日市税の完納証明書を提出できる方
- ③ 向日市商工会の経営支援員による指導・助言を受けることができる方

【問い合わせ】

向日市商工会

＜連絡先＞ 向日市寺戸町寺田64
向日市商工観光振興センター内
TEL：075-921-2732

1 制度利用の対象者

●向日市内で「新たに創業する」中小企業者及び特定非営利活動法人

* 「新たに創業する者」とは、以下の①から④のいずれかを満たす方です。

- ①事業を営んでいない個人であって、6ヵ月以内に事業を開始する具体的計画を有する者
- ②事業を営んでいない個人であって、6ヵ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する者
- ③事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者
- ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者

* 「中小企業者」の範囲は、次のとおり。

| 業 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|------------|-------------|--------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |

(一部対象とならない業種もありますので、お問合せ下さい。)

* 「特定非営利活動法人」については、以下①②の要件を満たすこと

- ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行い、税務署に確定申告書を提出する見込みであること（免税の見込みの場合は、対象外）
- ②認定特定非営利活動法人でないこと。

* 許認可等を必要とする業種の場合は、許認可等を受けていること。

* 以下のいずれにも該当しないこと

- ①公序良俗に問題のある事業
- ②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条において規程する風俗営業など）
- ③交付決定前に終了した事業
- ④同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

* 向日市内在住で、向日市税を完納していること。

* 前住地で課税されている場合は、前住地の市町村税を完納していること。

2 補助対象事業等

●創業経費補助金

| | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業 | 創業に係る経費 |
| 補助対象経費 (例示) | ・ 広報費 ・ 催事等出展費 ・ 原材料費 (試供品等制作費) ・ 設備費 ・ マーケティング調査費 ・ 外注費 ・ 委託費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ 催事等出展に係る臨時雇用人件費 ・ その他必要と認めるもの |
| 補助対象外 経費 | ・ 借入れに伴う支払利息、公租公課 (消費税など)、不動産購入費、 官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、消耗品費、 中古品購入費、車両購入費、汎用性が高く補助事業の遂行に必要な ものと特定できないものの調達費用、その他公的資金の使途と して社会通念上、不適切と認められる費用 |
| 補助率 | ・ 3分の2 |
| 補助額 | ・ 上限20万円 (千円未満切捨て) |

●留意事項

- ・ **補助対象経費の詳細については、事前に商工会までお問合せ下さい。**
- ・ 本補助金は、売上向上・販売促進につながる取組を必須としています。謝金・旅費・催事等出展に係る臨時雇用人件費は、これらの取組に付随するものに限り補助対象となります。また、謝金・旅費・催事等出展に係る臨時雇用人件費のみで、補助申請することはできません。
- ・ 他の者が行っていた事業を承継して行う事業 (第二創業) は補助対象外となります。
- ・ 他に給与収入等を得ている者が、副業・兼業として行う事業は補助対象外となります。
- ・ フランチャイズ契約若しくはこれに類する契約に基づく事業は補助対象外となります。
- ・ 向日市税 (市町村税) を滞納している場合は補助対象外となります。

3 専門家派遣による経営指導

- ・ 本制度の利用者は、一定期間内に3回までを上限とし、専門家派遣 (無料) による経営指導を受けていただきます。

4 申請期間及び補助事業の対象期間

- ・ 交付決定日から令和9年1月29日までの間に取組む事業で創業に必要な経費

申請期間と事業実施期間の範囲

| 項目 | 開始 | 終了 |
|-----------|----------------|------------|
| 申請期間 | 令和8年5月1日 | 令和8年11月30日 |
| 事業実施期間 | 令和8年5月1日 | 令和9年1月29日 |
| 実績報告書提出期間 | 事業完了後、2週間以内に提出 | |

※補助対象は、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。
交付決定の日以前に着手する取組 (事業) については「事前着手届」の提出が必要です。
「事前着手届」提出の取組 (事業) であっても、交付決定日以降の支払が対象となります。

5 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参して下さい。

| 提出書類 | 個人事業者 | 法人事業者 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| ①交付申請書（原本） | ○ | ○ |
| ②創業計画書及び開業届（写） | ○ | |
| ③創業計画書及び履歴事項全部証明書（写） | | ○ |
| ④補助対象経費に係る見積書・積算根拠 | ○ | ○ |
| ⑤事前着手届（原本） | ○（※） | ○（※） |
| ⑥向日市税の完納証明書（原本） 又は非課税証明書（原本） 又は前住地の市町村税の完納証明書（原本） ※前住地で市町村税が課税されている場合。 | ○ | ○ |

・ 交付申請書等は、向日市商工会へお問合せ下さい。

・ ○印の書類1部を提出いただきます。（提出先：向日市商工会）

（※）⑤事前着手届は、交付決定前に取組（事業）を開始される場合、提出下さい。

6 交付決定通知は、申請内容等を確認のうえ選考を行い、文書により申請者に結果を通知いたします。

（1）補助金は、予算の範囲内で交付するため、申請された場合でも、申請額全てに応じられない場合があります。

（2）補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払となります。

7 実績報告書の提出について

（1）補助事業終了後、2週間以内に実績報告書を向日市商工会に提出して下さい。

また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。

（*その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。）

（2）実績報告書を受理後、内容及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

8 事業効果等状況報告書の提出について

・ 補助事業者は、補助事業終了の翌年度から3年間の間は、各年度末における事業効果等の状況報告書を、当該年度末の属する年の5月末までに、向日市商工会に提出してください。

9 その他

（1）申請者について、反社会的勢力であることが判明した場合、受理を行いません。また、受理後ならびに交付決定後に判明した場合であっても、交付決定を取り消します。

（2）また、申請者自ら又は、第三者を利用して次に該当する行為をした場合は、（1）と同様の取扱とします。

①暴力的な行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、急迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて商工会の信用を棄損し、又は商工会の業務を妨害する行為

⑤その他の準ずる行為